

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

制度概要について

- ・ マイナンバー法等の一部改正を踏まえ、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、令和6年12月2日（以下「廃止日」という。）に現行の健康保険証を廃止する。
- ・ 廃止日以降、保険証の発行不可。ただし、廃止日までに発行した保険証については、1年間もしくは有効期限まで使用可能。
- ・ 廃止日以降に新たに国民健康保険に加入される方又は交付済みの保険証を紛失された方等については、マイナ保険証を保有する方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証を保有していない方には資格確認書を交付する。
- ・ 健康保険証の廃止に伴い、これまでから保険料を滞納している世帯に対して交付していた短期被保険者証の仕組みについても、廃止される。また、長期にわたる保険料滞納世帯に保険料の納付を促す取組として交付を行っていた被保険者資格証明書については、資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う。

(資格確認書の交付対象者)

- ①マイナ保険証を保有していない方
 - ②マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証の返納を予定している又はマイナ保険証での受診が困難な介護を必要とする高齢者や障害者等
 - ③マイナ保険証を保有していたが、マイナ保険証を紛失された方
- ※②、③については、申請により資格確認書を交付

(資格情報のお知らせの交付対象者)

- ①マイナ保険証を保有されている方

※資格情報のお知らせについては、マイナポータルからダウンロードしたものも使用可能

本市国民健康保険における対応について

- ・ 令和6年度については、加入中の被保険者に対して、例年通り11月から健康保険証の一斉更新を行う。（有効期限：令和7年11月30日まで）
- ・ 令和7年度については、令和6年度に一斉更新を行った健康保険証の有効期限である11月にマイナンバーカードへの初回登録の状況に基づき、資格確認書又は資格情報のお知らせを加入中の被保険者に対して、一斉に送付する。
- ・ 高齢受給者証及び限度額適用認定証については、健康保険証廃止後も交付する。なお、マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等の窓口で高齢受給者証及び限度額適用認定証の提示が不要。